### 令和4年度

# 不納欠損額の内訳

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(国民年金勘定)

(単位:百万円)

年金特別会計(国民年金勘定)							(単位:百万円)	
区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		<u> </u>		備考	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	7佣~与	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	-	-		_	_	_		
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	=	_	8, 374	1, 995	8, 374	1, 995	保険料債権 1,976 返納金債権 19	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	_	-		-	-	_		
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	-	-	_	_	-	_		
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	_	_	_	_	-	_		
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	_	_	_	-	_	_		
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	_	-	_	-	-	_		
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)	_	_	_	_	-	_		
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)	_	_	_	-	-	_		

## 不納欠損額の内訳

内閣府及び厚生労働省所管年金特別会計(国民年金勘定)

(単位:百万円)

年金特別会計(国民年金勘定) (単位:							
区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
Fig.	件数	金額	件数	金額	件数	金額	νm · 3
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	-	_	_	_	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	_	_	649	111	649	111	保険料債権 96 返納金債権 14 損害賠償金債権 237
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	_	_	_	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	-	_	-	-	-	_	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、 かつ、援用の見込み)	-	_	_	_	l	_	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	-	_		-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務に ついて限定承認があった場合において、相続財産の価 額が強制執行費用等を超えない見込み)	-	=	=	-	-	_	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定によ り債務者が免責)			_	_		_	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について 法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見 込みがない旨決定)	-	_	_	_	-	_	

#### 令和6年度

# 不納欠損額の内訳

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(国民年金勘定)

(単位:百万円)

年金特別会計(国民年金勘定)	本年度発生債権分 前年度		前年度	以前発生債権分	<b>11</b>		(単位:百万円) 
区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額	· 備考
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	-		-		-		
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	-	-	15, 045	4, 112	15, 045	4, 112	保険料債権 4,095 返納金債権 16
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	-	-	-	_	1	_	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	-	-	-	-	_	_	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、か つ、援用の見込み)	-	-	-	_	-	_	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	-	-	-	_	_	_	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	-	-	-	-	-	_	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)	-			-	-	_	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)	-	-	-	_	-	_	